

# 補助金等検証シート

No. 4

所属	環境政策課	会計	1	款	4	項	1	目	5	事業	34	環境基本計画推進事業費
第5次総合計画施策体系	章	3	節	3	部門	2	部門名	環境保全活動				

## 1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	生駒市環境基本計画推進会議補助金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市環境基本計画推進会議補助金交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成21 年度	交付区分	団体(固定)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>環境基本計画に掲げるプロジェクトを着実に推進するため、市民、事業者、行政が一体となった推進主体として設立された環境基本計画推進会議(ECO-net生駒)に対して、実施事業等に要する経費の補助を行うもの。</p> <p>現在の環境基本計画は、環境基本計画策定委員会において、市民とNPO、行政が2年間、60回を超える会合を経て検討し、この委員会を母体として設立したECO-net生駒が計画に掲げたプロジェクトを推進し、市の環境施策の根幹を担っているものである。</p>								
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)	※環境基本計画の策定及び推進:生駒市環境基本条例								
(5) 平成25年度予算額	3,400 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源( )</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>3,400 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源( )	千円	一般財源	3,400 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源( )	千円								
一般財源	3,400 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
(7) 国・県からの補助金の概要	<p>補助率、補助基準等</p> <p>[市単による上乘せがある場合は、その内容]</p> <p>[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]</p> 								

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	生駒市環境基本計画推進会議	(9) 団体等の構成人数	131 会員
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	会員数(5/19現在):131会員(個人85・団体19・事業所27) ※団体事業所名は別紙総会資料参照		

(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)

項目	積算根拠又は内容	金額
市が事務局業務を行っている	1人 × 6,600千円 =	6,600千円
場所や備品、消耗品等は無償貸与している	事務局スペースの確保(市役所環境政策課内) 2,000円/㎡×3㎡×12ヶ月	72千円
有料施設等の減免を行っている		千円
有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
その他		千円

(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由

Eco-net生駒は、行政計画として策定された環境基本計画の目的を達成するために市民、事業者、行政が連携して組織する団体であり、行政サイドが果たすべき役割のひとつとして一定の関与は必要であるが、今後の自立的な運営を模索する中で、関与の水準についても検討を行う。

(13) 補助総合計 (5) + (11)	10,072 千円	(14) 補助総合計に占める人件費の割合	65.5 %
-----------------------	-----------	----------------------	--------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	環境基本計画のプロジェクトが多岐にわたり、実施内容も柔軟に決定しているため、補助金交付要綱には明示していないが、包括的な団体運営補助ではなく、事業内容を具体的に特定した補助であると認識している。
補助対象事業・補助対象経費		(補助対象経費) ・環境基本計画を推進するための事業経費 ・推進会議の運営経費 等 ⇒運営経費は、事業実施のための最低限の会議費等の庶務的経費である。運営は、会員のボランティアによるものであり、団体存続のための固定費等への充当はない。
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		本推進会議は、環境基本計画に掲げるプロジェクト推進の大部分を担っていることを踏まえ、協働のパートナーとしての立場から政策遂行の手段として事業費の不足分を補助している。
補助率又は単価設定根拠		
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。	○	環境基本計画の推進上、継続的な支援は必要であるが、関与のあり方を定期的に点検するために期限を設定している。
(終期を設定している場合) 終了年月日		H27.3.31
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		会計事務及び監事の1人を行政が担っており、日常事務及び決算の過程で確認(監査)している。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		1件100万円以上の経費は発生していない。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	会費収入のほか、公共施設のシュレッダー紙を再生したトイレットペーパー「いこま紙」の販売を行うなど財源確保に努めている。
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		事業費及び運営費の総額を補助対象経費としているが、会計事務については市の財務基準に準じて厳正に運用している。

### 3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 環境施策の根幹となる計画を推進することにより、良好な自然環境と快適な生活環境の両立と環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与している。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 地球温暖化防止や東日本大震災に起因するエネルギー対策は喫緊の課題であるとともに、良好な自然・生活環境の保全についての市民の意識は高く、環境施策の推進に直結する本補助金は不可欠である。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 住宅都市としてのブランド価値を向上する上で、環境施策の充実が子育て・教育施策とともに、最優先の政策課題である。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
[上記のように評価した理由] 環境基本計画は、市民・事業者・行政が連携して取り組むことを根幹にして策定されており、推進組織であるECO-net生駒への一定の関与は、制度上不可欠である。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	C	今後検討する必要がある
[上記のように評価した理由] 現在の団体の収支状況の中で、協働による環境基本計画の進行を担保するためには、市による補助金の交付が最適であると考え、会員の拡大や体制の見直し等による自立的な運営を促すことが必要であると認識している。 再生可能エネルギーの普及を目指すプロジェクトにおいて、独立した法人格を有する社団の立上げに向けた取組も始動しており、多様な手法による計画推進及び団体支援のあり方を検討していく。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
[上記のように評価した理由] 平成21年の環境基本計画策定・ECO-net生駒設立以降、環境行動への参加者の拡大や着実なプロジェクトの推進など一定の成果が得られているが、平成30年の目標年次に向けた計画の中間見直しを実施しているところであり、引き続き重要な役割を担う推進組織への支援は必要である。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] ECO-net生駒は、環境分野にとどまらず、市民や事業者とのパートナーシップによる地域運営のモデルケースともなっており、生駒市の最大の資産である「市民力」を象徴する存在に成長している。 ECO-net生駒による事業推進は、環境活動(市民養成講座、各種環境イベント、クリーンキャンペーン等)への市民参加人数が年間1万2～3千人・22年度からの累計で3万5千人に達しており、平成30年の目標値11万7千人に向けて順調に推移していることや、下記の数値に見られるような高い市民意識の醸成にも寄与しているものと考えている。 ・太陽光発電普及率(H23年度末):生駒市4.8%(全国3.6%・奈良県3.4%) ・平成23年度夏(7～8月)の家庭用電力節電率:生駒市10.2%(近畿9.0%・奈良県8.7%)		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	自主財源の乏しい中で補助を中止した場合、団体の存続が不可能となることから、環境基本計画に掲げるプロジェクトの大半が市の直接執行又は単純な形態の市民参加によって進められることとなり、計画が理念として掲げる多様な主体が自主的かつ連携して環境施策を推進することが不可能となる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成23年度	
	見直しの契機	その他	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 制度上の見直しは行っていないが、23・24年度については、事業内容の精査、実施方法の効率化等による経費圧縮を図り、補助金の精算(60～75万円程度)を行っている。	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	典型的な住宅都市である本市においては、家庭などの民生部門・市民レベルでの積極的な取組が環境施策の成否を左右することから、市民、民間主体の取組を支えるとともに、協働による環境施策の推進を図るためにはECO-net生駒への財政的支援は不可欠である。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

#### 4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	2,780 千円	3,229 千円	4,000 千円	800 千円	千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	2,780 千円	3,229 千円	4,000 千円	800 千円	千円
交付件数実績					
当該年度交付対象数					
補助金交付・管理事務の人員費	660 千円				
職員従事者数(人・年)	0.1				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	3,893 千円	3,883 千円	4,431 千円	1,032 千円	千円
歳入決算総額	3,893 千円	4,091 千円	4,473 千円	1,047 千円	千円
うち前年度繰越金	208 千円	42 千円	15 千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	1,500 千円	地球温暖化対策地域協議会「ならエコ・エコの和」への委託料
大和郡山市	千円	
天理市	千円	
橿原市	150 千円	地球温暖化対策地域協議会「エコライフかしはら」
香芝市	千円	

## 生駒市環境基本計画推進会議補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域と地球の良好な環境を保全し持続可能な社会を目指し、生駒市が策定した環境基本計画の推進を図るため、生駒市環境基本計画推進会議（平成21年10月31日設立。以下「基本計画推進会議」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 生駒市環境基本計画を推進するための事業に要する経費
- (2) 基本計画推進会議の運営に要する経費
- (3) その他環境の保全及び創造を図るために市長が適当と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費を考慮して市長が必要と認める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 基本計画推進会議は、補助金の交付を受けようとするときは、生駒市環境基本計画推進会議補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

(交付決定通知)

第6条 補助金規則第6条の規定による通知は、生駒市環境基本計画推進会議補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(交付の請求)

第7条 基本計画推進会議は、前条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助事業の性質等を考慮し、一括又は分割して事前に交付するものとする。

(指導、助言及び検査)

第9条 市長は前条の規定により補助金を交付したときは、基本計画推進会議に対し必要な指導、助言及び書類等の検査を行うことができる。

(実績報告等)

第10条 基本計画推進会議は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、実績報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書及び契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を生駒市環境基本計画推進組織補助金交付確定通知書(様式第4号)により基本計画推進組織に通知するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成27年3月31日限りその効力を失う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

## 生駒市環境基本計画推進会議補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長 様

組 織 名

所 在 地

代表者名

電話番号

生駒市環境基本計画推進会議補助金の交付を受けたいので、生駒市環境基本  
計画推進会議補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円



様式第 2 号（第 6 条関係）

## 生駒市環境基本計画推進会議補助金交付決定通知書

年 月 日

生駒市環境基本計画推進会議

様

生駒市長

印

生駒市環境基本計画推進会議補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので、生駒市環境基本計画推進会議補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

## 補助金交付請求書

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、生駒市環境基本計画推進会議補助金として

生駒市環境基本計画推進会議補助金の交付を受けたいので、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

生駒市長 様

組織名

所在地

代表者名

電話番号

※なお、補助金は下記の口座に振り込んでください。

金融機関	銀行
	支店
口座種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 4 号（第 11 条関係）

## 生駒市環境基本計画推進会議補助金交付確定通知書

年 月 日

生駒市環境基本計画推進会議

様

生駒市長

印

生駒市環境基本計画推進会議補助金について、下記のとおり交付の確定をしたので、生駒市環境基本計画推進会議補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円